

平成31年第3回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 平成31年3月22日（金）午後5時00分～
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員

教育長		伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者）	山下 正路	
教育委員	宮本 裕次	
教育委員	小谷野 守男	
教育委員	櫻井 由子	
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者

教育部長		倉持 正
教育参事		小林 幸典
教育次長兼学務給食課長		野口 昇
教育総務課長		石塚 幸夫
指導課長		浅野 誠
スポーツ生涯学習課長		秋田 貴雄
公民館課長		行田 弘一
図書館長		大手 勉志
文化芸術課長		岡本 弘子
6. 書 記

教育総務課	課長補佐	中島 正孝
教育総務課	主 査	谷口 京子
教育総務課	主 事	中村 翔
7. 議 事

議案第5号	取手市教育委員会事務局職員等の人事異動について
議案第6号	市町村教育委員会への派遣職員について（非公開）
議案第7号	取手市教育総合支援センターの設置及び管理に関する 条例施行規則の一部を改正する規則について

- 議案第 8 号 取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 9 号 取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 10 号 取手市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第 11 号 取手市学校医の委嘱について
- 議案第 12 号 取手市学校産業医の委嘱について
- 議案第 13 号 取手市学校歯科医の委嘱について
- 議案第 14 号 取手市青少年相談員及び取手市特別青少年相談員の委嘱について
- 議案第 15 号 取手市立公民館長の任命について
- 報告 1 取手市教育相談員の委嘱について
- 報告 2 取手市特別支援教育相談員の委嘱について
- 報告 3 取手市社会教育指導員の委嘱について
- 報告 4 平成 30 年度取手市教育支援委員会判定者数について
- 報告 5 寄付の受け入れについて
- (追加議案)
- 議案第 16 号 取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

8. その他

1. 平成 31 年第 1 回取手市議会定例会における教育委員会関係の一般質問通告書及び議案等結果報告について

9. その他

午後 5 時 00 分開会

(会議概要)

○教育長

ただいまの出席者は 5 名で定足数に達しております。

よって、平成 31 年第 3 回教育委員会定例会は成立いたしました。これより開会し、ただちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局からお願いします。

○事務局 (谷口主査)

配布物の説明をする。

○教育長

次に、教育長報告をさせていただきます。

取手市立中学校の生徒の自殺時事案に係る茨城県の調査委員会の結果についての報告でございます。初めに、亡くなられました女子生徒のご冥福を心よりお祈りするとともに、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、ご遺族には、これまで長年にわたりご心労をかけましたこと、さらに教育委員会の信頼を損ねてしまったことが原因で、さらなるご苦労をおかけしましたことに改めて深くお詫びを申し上げます。

茨城県に委託しました、取手市立中学校の生徒の自殺時事案に係る調査報告書が大井川知事より、一昨日、3月20日に藤井市長が受け取ってまいりました。同日午後6時30分より市長とともに記者会見を行い、昨日、私が教育委員会を代表して、藤井市長より調査報告書を受け取ってまいりました。この調査につきましては、大井川知事を始め、茨城県並びに栗山委員長及び茨城県調査委員会の委員の皆様方には、調査及び調査報告書の作成に多大なるご尽力を賜りましたことについて、厚くお礼を申し上げます。

昨日、市長から報告書を受領した際に、市長からは、再発防止策が今後の取り組みにおいて重要であること、教育の原点に立ち返り児童・生徒に寄り添った学校教育、教育行政を行っていただきたいこと、再発防止のための具体的な施策を早期に着手していただきたいとのお話をいただきました。

受領いたしました、85ページに及ぶ詳細な調査報告書を私自身拝読いたしましたところ、取手市教育委員会における法令違反を含む数々の行政上の問題や、学校現場における不適切な生徒指導上の問題等の、大変厳しいご指摘をいただいているところでございます。教育委員会として、今回の茨城県調査委員会における調査結果を厳粛に受けとめまして、昨日の調査報告書受領後、直ちに臨時校長会を招集しまして、市長にもご出席をいただき、各学校長に調査報告書を配布するとともに、二度とこのような悲しい事案が起きないように学校教育、教育行政の根本に立ち返り、学校とともに諸問題の本質を丁寧に見つめ直す決意を新たにいたしましたところでございます。

本日の教育委員会定例会にあたり、受領した調査報告書でご指摘いただきました諸問題について、教育委員の方々と情報共有を図りたいと思います。その上で、教育委員の方々には、この報告書を十分に精読いただき、3月26日に開催します、平成31年第2回取手市教育委員会臨時会において、教育委員会として猛省すべき問題点や、本事案に対する新たな視点での振り返り、今後の再発防止等につきまして、教育委員会で積極的な意見交換を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

改めまして、女子生徒のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様を重ねてお詫び申し上げます。私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

最初に、議案第5号取手市教育委員会事務局職員等の人事異動についてを議題といたします。本件についての説明を求めます。

○教育部長

それでは、議案第5号取手市教育委員会事務局職員等の人事異動について、説明申し上げます。本日午前中、取手市における定期人事異動に関する内示がございました。これを受けまして、お手元の資料、人事異動（副参事以上）内示書と書かれました書面をご参照いただきたいと思います。

私を含め、野口次長兼学務給食課課長、また行田公民館課長が異動になりました。また、秋田貴雄スポーツ生涯学習課長は3月31日をもちまして定年退職となります。内容は、異動後が左側、異動前が右側でございますので、後任の職員の名前も書かれてございます。ご確認くださいと思います。以上です。

○教育長

以上で議案に対する説明は終わりました。本件に対して質疑、ご意見はありませんか。

（なしの声あり）

○教育長

質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第6号は人事案件となります。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づきまして、非公開としたいと考えますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○教育長

ご異議がありませんので、議案第6号についての審議は非公開といたします。

傍聴者の皆様をお願いいたします。本件に係る審議は、ただ今非公開とすることが議決されました。本件の審議が終了するまでの間、傍聴者の皆様はご退席下さい。傍聴者が退席しますので、自席にて暫時休憩といたします。

（傍聴者退席）

○教育長

休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第6号市町村教育委員会への派遣職員についてを議題といたします。本件について説明を求めます。

(非公開の為,説明・審議は省略)

○教育長

以上で議案に対する説明は終わりました。本件に対して質疑、ご意見はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。非公開の議事が終了いたしましたので、会議の非公開を解除します。傍聴人の皆様はご入場願います。傍聴人入場のため、自席にて暫時休憩といたします。

(傍聴人入場)

○教育長

休憩前に引き続き会議を開催します。

続きまして、議案第7号取手市教育総合支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○指導課長

議案第7号取手市教育総合支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

提案理由につきましては、取手市教育総合支援センターの電話相談の受付を夜間も行うもので、受付時間の変更に伴い本規則の一部を改正するものでございます。

改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定の下線で示すように改正するものです。改正後の第2条(1)といたしまして、教育に関する相談(来所による相談及び電話による相談をいう。)という括弧の部分を加えさせていただきます。

ました。これにより、電話相談というのが明確に示されたこととなります。次に、第6条の下に第7条といたしまして、第2条第1号に規定する来所による相談を実施する時間（以下「来所相談時間」という。）は、教育総合支援センターの開館時間とするという項目、そして第2項としまして、第2条第1号に規定する電話による相談（以下「電話相談」という。）を実施する時間を明確にさせていただきました。電話相談の時間に関しましては、(1)(2)に規定があるように、火曜日及び木曜日は教育総合支援センターの開館時間、そして月曜日、水曜日及び金曜日は午前9時から午後8時まで、電話相談の時間の延長時間を加えさせていただきました。以上です。

○教育長

以上で、議案第7号に対する説明は終わりました。質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

○小谷野委員

第7条第2項に、電話相談を実施する時間帯及び曜日のことがありますが、当初、月曜日から金曜日までというようなイメージを持っていましたが、火曜日、木曜日は遅くまではやらないようですが、人の配置の関係でできないのでしょうか。必要性があれば、平日は月曜日から金曜日まで実施したほうがいいのかという思いはあります。

○指導課長

電話相談が今年度スタートということでございます。今後、この電話相談、夜間の電話相談がどの程度あるのかを、時間を追ってデータとして分析して考えてまいります。データを確認させていただきまして、まずは、月曜日、水曜日、金曜日に実施してまいります。

○櫻井委員

第2条に教育に関する相談、来所による相談及び電話による相談をいっておりますが、いじめ防止のためのアプリケーションも運用されていると思います。アプリケーションの画面、アプリ内でやりとりができると思いますが、そちらに関しては、別の条項で定義されているということによろしいでしょうか。

○指導課長

アプリに関しましては、特に条項で定められておりません。相談業務の一環ですので、当然、そのアプリでのやりとりがあった場合には、電話相談の時間であっても、それに関して対応する方向であります。

○宮本委員

先ほどの電話相談の曜日ですが、様子を見てということでしたが、相談をする場合、曜日に関係なく相談したい時に話を聞いてもらいたいと思います。月曜日、水曜日、金曜日の相談時間以外には、電話の着信が残って、子どもが生

きているということもそこで把握できるなど、全体としてアクセスがどの程度あったのか、より詳しく状況が把握できるのではないかと思います。相談できる曜日についても、ご検討ください。

○指導課長

そちらも併せて統計的に考えていきたいと思います。これに関しましては、電話相談を実施する曜日を各学校にも周知して、来年度当初から相談業務がスムーズにできるように努めてまいります。

○櫻井委員

行政が設置する支援センターとしての相談業務は、時間によって相談が少ないなど、統計的なことも大事なこともかもしれませんが、一番大事な事は、相談する人に向かって常にチャンネルはあなたの側に開いているという働きかけですので、いつでも相談していいんだよという、そういった姿勢ではないかと思えます。先ほども、小谷野委員からもありましたが、開館中はいつでも、曜日にかかわらず午後8時までというのが望ましいと私も思います。ぜひご検討いただきたいと思います。

○指導課長

今後、検討していきたいと思います。

○教育長

そのほかにありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第8号取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○スポーツ生涯学習課長

議案第8号取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、説明いたします。提案理由ですが、所得税法等の一部改正する法律の施行により、配偶者控除及び配偶者特別控除の改正が行われました。この改正に伴い、放課後子どもクラブ利用料の減免の条文中、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」へと文言を置き換えるものが主なもので、

関連法令との整合をとるための文言整理になります。

まず、現行規則の第11条第1項第3号の下線の部分、「第3号各号」となっておりますが、こちらはこの条文で引用しています取手市就学援助規則では第3条第2項が新設されたことによりまして「第3条第1項各号」に変更いたします。

次に、第11条第1項第5号、こちらの下線部分の括弧書きは、この第11条が、どのような世帯が利用料の免除あるいは、減額になるかを規定しているものであるため、条文の「子どもクラブに2人以上の児童が入所している世帯」で区切り、「当該入所している児童のうち2人目以降に係る利用料を5割減額」の部分括弧内に入れまして、減免の対象が世帯であるということを明確にするということで変更いたします。

次に、第11条第1項第6号の下線部分についてですが、「かふ」と言いあらわせるものは女性が単身で子どもを養っている、貴婦人の婦で表記される寡婦と、男性が単身で子どもを養っている夫という字が当てられる寡夫があり、この第11条で引用しております母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令では、それぞれの「かふ」、婦人の婦と夫のほうですが、その規定が別の条文で出されておりますので、その形式に合わせるため「第1条の2第2号」を「第2条第2号」に変更いたします。

続きまして、所得税法等の一部を改正する法律で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。具体的には、配偶者控除を受けられる合計所得金額の規定であるなど、配偶者控除、配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得上限を引き上げるというような内容になっております。その変更に伴いまして、「控除対象配偶者」という表記が「同一生計配偶者」という表記に変わりました。この表記に伴いまして、改正前の第6号では「控除対象配偶者」となっている部分につきまして「同一生計配偶者」と文言を書き換えるものです。さらに、改正前の欄の「地方税法第292条第1項第11号」と、その次の下線部分「地方税法」につきましては、この第6号の条文中で既に「地方税法第292条第1項」という表記が出現しておりますので、改正後では、それぞれに対応する部分としまして、「同項第11号」という表記に改めます。

最後の改正後の欄では、最下段の下線部「又は」ですが、改正前の欄では2ページの最上段に下線部「及び」となっております。この「及び」がこの条文であられる前に「若しくは」という表記がその前にあります。条文作成上は「若しくは」が使われる場合は、「又は」を使用するというルールがありますので、このルールに従いまして「及び」を「又は」に変更いたします。以上です。

○教育長

本件に対して質疑、ご意見はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第9号取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○文化芸術課長

議案第9号取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、説明いたします。提案理由ですが、取手駅北土地地区画整理事業の実施に伴いまして取手アートギャラリーを一時休止し、新たな場所に移転するため、本条例施行規則の一部を改正するものです。

こちらの規則ですが、取手市アートギャラリーと取手駅と藤代駅にあります市民ギャラリーについて定めたものとなります。このうちアートギャラリーについて定めたものを削除するものです。まず、第2条ですが、開館時間及び休館日等ということでありましたが、開館時間と休館日につきましては、アートギャラリーのことを定めておりますので、市民ギャラリーについての項目だけを残すこととなります。

続きまして、第3条利用の申請、第4条利用の承認、第5条の利用順位等と、第6条利用期間、こちらについてもアートギャラリーについての部分を削除するものです。

第8条から第11条につきましては、アートギャラリーについての項目を様式からも削除することから、様式について変更するものです。なお、この規則の改正は、平成31年4月1日から施行を予定しております。以上です。

○教育長

以上で議案に対する説明は終わりました。本件に対して質疑、ご意見はありませんか。

○櫻井委員

市民ギャラリーにつきましては、先般、取手駅ビルに新しく設置するという計画もあるようですが、そちらの計画が実現した際には、利用規則についても改正されるということによろしいでしょうか。

○文化芸術課長

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例についても、先月の教育委員会定例会で説明いたしました。新しい市民ギャラリーについて詳細が決まりましたら、その部分を追加して、規則の改正をしたいと思っております。

○教育長

他にございませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結します。

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第10号取手市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○教育次長兼学務給食課長

議案第10号取手市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、説明いたします。提案理由につきましては、所得税法の改正により控除対象配偶者の名称が同一生計配偶者に変更になったことから、本要綱についても一部改正するものです。資料は、改正前が右の欄、改正後が左の欄になっております。要綱第3条の別表の中の備考欄の(8)、その中の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に変更するものです。また、(9)アの生活保護法、イの身体障害者福祉法、オの精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等において、(昭和25年法律第144号)等が入っております。こちらの括弧の欄につきましては、前の条文の中に記載されているため、省略するような形になっております。なお、この要綱は、平成31年4月1日から施行するものです。以上です。

○教育長

以上で議案に対する説明は終わりました。本件に対して質疑、ご意見はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑、ご意見なしと認めます。これにて、質疑、ご意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第11号取手市学校医の委嘱について、議案第12号取手市学校産業医の委嘱について及び議案第13号取手市学校歯科医の委嘱についてを一括議題といたします。

本件について説明を求めます。

○教育次長兼学務給食課長

議案第11号取手市学校医の委嘱について、議案第12号取手市学校産業医の委嘱について、議案第13号取手市学校歯科医の委嘱についてを一括して説明いたします。提案理由ですが、現在、学校医及び学校産業医の委嘱については、平成31年3月31日で任期満了となるため、新たに平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間を委嘱するものです。名簿のとおり、市内小中学校、幼稚園、全体で37人の学校医を委嘱いたします。医師の人数につきましては、複数の学校医を委嘱する医師もおりますので、医師の人数としては26人になります。学校医が変更となる学校は、取手小学校、取手第一中学校の2校となります。変更となる理由につきましては、取手小学校については、前任の学校医が次期の委嘱を辞退することになりました。また、取手第一中学校については、前任の学校医が所属のJA取手総合医療センターを異動となり、新たに学校医として委嘱の推薦がありましたので、こちらの方を委嘱するようになります。取手小学校については、新任として加治優一医師、取手第一中学校については、新任として白久博史医師になります。

学校医の委嘱につきましては、学校保健安全法第23条並びに学校保健安全法施行規則で、学校医の職務執行の準則が規定されております。また、学校医の委嘱にあたりましては、取手市立学校管理規則第18条におきまして「教育委員会が、学校長の意見を聞いて、これを委嘱する。」とありますので、各学校長から意見を聴取しましたところ、すべての学校長から異議ありませんという回答をいただいております。

次に、議案第12号取手市学校産業医の委嘱についてですが、学校医同様に取手医師会から推薦をいただいております。名簿のとおり、市内小中学校に各1名の学校産業医を委嘱いたします。学校産業医につきましては、労働安全衛生法並びに労働安全衛生規則で規定されております。規定どおり、学校の先生方の労働時間の状況や就労の蓄積が認められる場合には、本人の申し出によって医師による面接指導が必要となるために委嘱するものです。

次に、議案第13号取手市学校歯科医の委嘱について、説明いたします。提案理由にありますように、取手市立藤代中学校の学校歯科医がご逝去されたた

め、残任期間を委嘱するものです。取手市歯科医師会から後任となる歯科医の推薦がありました。藤代中学校の学校歯科医ということで、取手市毛有のあだち歯科の安達真由美歯科医師に委嘱するものです。期間につきましては、前任者の残任期間の平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間といたします。以上です。

○教育長

以上で、議案第11号、議案第12号及び議案第13号に対する説明は終わりました。これらの議案に対しての質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

(なしの声あり)

○教育長

質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結いたします。

それでは、ただいま一括議題となっている案件について、1件ずつお諮りをいたします。まず、議案第11号取手市学校医の委嘱について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。議案第11号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号取手市学校産業医の委嘱について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第12号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号取手市学校歯科医の委嘱について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○教育長

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。議案第13号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第14号取手市青少年相談員及び取手市特別青少年相談員の委嘱についてを議題といたします。本議題には、櫻井委員個人に関することが含まれております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に基づき、櫻井委員は議事に加わることはできないため退室となりますが、櫻井委員より議事に出席したい旨の申出がありました。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に基づき、櫻井委員が議事に出席することについて、お諮りいたします。櫻井委員が議事に出席することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、櫻井委員が議事に出席することを認めます。それでは、本件について説明を求めます。

○スポーツ生涯学習課長

議案第14号取手市青少年相談員及び取手市特別青少年相談員の委嘱について、説明いたします。提案理由は、取手市青少年相談員及び取手市特別青少年相談員の任期が平成31年3月31日をもって満了となるため、別紙のとおり委嘱するものです。

名簿の1番の清水さんから、45番、野村さんまでが再任となります。46番の大久保さんから53番の浅野さんまでの8人が新任になります。以上で53人の青少年相談員を市内7地区に分けまして、平成30年度までは地区で8人、56名の青少年相談員がいらっしゃいました。今回の委嘱は53名ですので、地区の青少年相談員の配置は、中部地区が6名、西部地区が7名ということで、他の地区8名に比べて減っておりますが、そちらにつきましては、地区の青少年相談員に推薦をお願いしているところでございます。

続きまして、取手市特別青少年相談員の名簿で、西初美さん、島田三郎さん、お二人とも再任となります。青少年相談員、青少年特別相談員、両方とも委嘱期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日となります。

続きまして、青少年相談員の職務でございます。青少年相談員の職務内容は、非常勤特別職として青少年の健全育成及び非行防止に資するため、街頭指導などを行うとともに、駅周辺環境美化活動やマナーアップキャンペーンなどの各種健全育成事業に従事するというものです。条例では定数が60名以内、報酬は月額9,400円となっております。活動につきましては、毎月1回の地区パトロールなど、別紙のとおりとなります。活動の内容を3つの類型に分類して表記してあります。非行化防止活動、健全育成活動、研修等となっております。主なものは非行化防止活動で、地区の街頭指導や、あいさつ運動、夏休みにおけます特別街頭指導となっております。健全育成活動につきましては、取手駅、藤代駅、それぞれの駅周辺の清掃になります。駅周辺のガムの撤去は、小学生の活動を青少年育成取手市民会議と共同で、小学生を指導しながら実施しております。研修等は、総会又は全体会議、役員会、高校生に対します「さわやかマナーアップキャンペーン」などを実施しております。

特別青少年相談員ですが、職務内容としましては、同じく非常勤特別職としまして、青少年センターにおいて、相談活動に従事しております。定数は2名以内で、報酬は月額11万3千円となっております。勤務日、勤務時間につきま

しては、週3日で8時30分から17時15分までが勤務時間となっております。青少年相談員、特別青少年相談員を設置する根拠法令は、取手市青少年センター設置条例、取手市青少年センター青少年相談員及び特別青少年相談員規則で規定されております。第4条の任期ですが、平成31年の4月1日から平成33年の3月31日までとなっております。以上です。

○教育長

本件についての説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

○小谷野委員

定数が60名以内で、現在は53名委嘱されております。場所によっては、人口が増えつつあるところがあると思いますが、その辺はどのようにカバーしていくのか、今後の見通しなど教えてください。

○スポーツ生涯学習課長

現在、7地区を8名で、平成30年度までは56名で活動しておりました。それぞれ毎月活動の報告が上がってきます。また、役員会から地区活動ということで報告いただいております。その中では、人数的なものが少ないという報告は受けておりません。平成31年度からは、少し足りなくなるところがあり、他の地区に比べて2名減や1名減になっている所がありますが、同地区の青少年相談員の方々から推薦をいただきまして、なるべくそれぞれの地区で8名そろって活動できるようにしていきたいと思っております。現在、地区の特性により、少ない、多いということはありませんので、これで十分活動していただけると思っております。

○小谷野委員

ゆめみ野地区辺りは、これからまた少し人口が増えてくると予想されると思っております。そういった中で今、西部地区は7名の地区委員ですが、ゆめみ野地区は、西部地区になると思っておりますので、どなたか入っていただける方を考えた方がいいのではないのでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

ゆめみ野地区は、住宅、アパートが増えておりまして、人口も増えているところがございますので、小谷野委員がおっしゃられたご意見を参考に、現在7名のところ、もう1名増やしたいと考えているところです。ゆめみ野地区もカバーできるような方を念頭に入れてあたっていくたいと思っております。

○山下委員

定数が60名以内と決まっていますが、青少年相談員の実績というのは非常に重要度が高いのではないかと考えております。パトロール等を実施して青少年の問題に取り組んでいただいております、非常に成果が上がっていると感じています。

相談員の人数ですが、60名以内ということであれば最大限に増やしていただいたり、それでも足りなければ定数を増やすなど、活動の活性化を、さらに図っていいのではないかと考えています。

また、特別青少年相談員についてですが、2名の方で相談活動をされていますが、特別青少年相談員に入る情報等を共有化しているのかどうか、すぐに動けるような体制ができているのか、確認したいと思います。

○スポーツ生涯学習課長

まず、定数にかかわる活動ということですが、昨年、青少年相談員の方々が香取市を視察しまして、青少年相談員の活動を勉強してまいりました。その際に、取手市でも、基本のパトロールは、しっかりやっていきたいということでした。それ以外の活動も何か取り入れなくてはとのご意見もありますので、そのような今後の活動をどのように広げていくかなど、それらを踏まえて、人数についても検討してまいりたいと思います。

次に、特別青少年相談員の相談があった場合の情報の共有化ということですが、こちらの活動内容が報告書で毎月報告されます。その報告書は、指導課長教育部長、教育長に目を通していただき、情報の共有化を図っております。今のところ、緊急のものや、早急に対処しなければならない相談はありません。今後、全庁的や教育委員会全体で対処しなければならないような事案があった場合は、早急にスポーツ生涯学習課に連絡をもらう体制を整えております。また、スポーツ生涯学習課、指導課等、教育委員会だけではなく、福祉関係部署や児童相談所の関わりが必要な場合は、それぞれ関係各課と連携を取り対応してまいります。

○宮本委員

青少年相談員の方々には、非常に熱心に取り組んでいただいていると伺っております。委嘱にあたって、今回、新しい方が何人かいらっしゃいますので、資料6ページの第3条第1号第4号で選ばれた方ということで問題はないと思いますが、どのような方なのか、資料に明記してあると非常にわかりやすいと思いました。

○スポーツ生涯学習課長

それぞれの青少年相談員の属性ですが、民生委員や、元市職員、他の自治体の職員等に委嘱させていただいておりますが、ほとんどの方が第4号「その他市長が認めた者」ということで、青少年の健全育成に関わってみたい、ぜひ青少年相談員として力を尽くしたいという方が多数を占めております。

○教育長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑，ご意見なしと認めます。質疑，ご意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第14号は，原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第14号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第15号取手市立公民館長の任命についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○公民館課長

議案第15号取手市立公民館長の任命についてでございます。提案理由は，社会教育法第28条に基づき，取手市立公民館長の任命をするものです。藤代地区公民館の椎名章館長を始めとする，5名の方を引き続き再任するものです。以上です。

○教育長

以上で説明は終わりました。本件について質疑，ご意見がございましたらお願いします。

(なしの声あり)

○教育長

質疑，ご意見なしと認めます。質疑，ご意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第15号は，原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって，議案第15号は原案のとおり決定をいたしました。続きまして，報告1取手市教育相談員の委嘱について，報告2取手市特別支援教育相談員の委嘱についてを一括議題といたします。

本件について説明を求めます。

○指導課長

報告1取手市教育相談員の委嘱について，説明いたします。委嘱期間は，平成31年4月1日から平成32年3月31日までになります。こちらは，取手市教育総合支援センターの相談員になります。新任として，現取手小学校校長の鈴木伸校長先生が副所長として入ります。それに伴いまして，鶴巻相談員が所長になります。現在の所長が夜間の電話対応をしておりますが，相談業務をしていただけるということで，1名増になります。続きまして，報告2取手市特別支援教育相談員の委嘱について，説明いたします。委嘱期間は，平成31年4月1

日から平成32年3月31日までとなります。現在、岡野相談員が相談活動等をしておりますが、岡野相談員の辞任によりまして、新規として小倉千恵子相談員を委嘱するものです。小倉千恵子先生に関しましては、元寺原小学校教諭で、特別支援学級を担当していたという特別支援の造詣の深い先生でございます。以上です。

○教育長

以上で報告1、報告2の説明は終わりました。これらの案件について質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。

○小谷野委員

教育相談員ですが、6番目の齋藤さんはカウンセリング学会の認定カウンセラーの資格をお持ちです。その他の方は、全員教職経験者ということですが、子どもとの関わり合いについては、非常に造詣が深いと思います。ただ、カウンセリングの部分は、しっかりと取り組んでいかなければならないと思います。特に不登校の子どもに関しては、さらに研修が必要だと思っておりますので、そのような体制づくりを整えて進めてもらいたいと思います。

○指導課長

今後、検討してまいります。

○教育長

今年度もカウンセリングに長けた方をお招きして、相談に対する研修等を実施しております。小谷野委員のご指摘は、非常に大事なことだと思います。その点については、本日冒頭にご報告したとおり、市長からも子どもの心に寄り添って原点に立ち返っていただきたいというお話もありますので、その点は重々心して対応したいと考えています。

ほかにございますか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、質疑、ご意見なしと認めます。質疑、ご意見を終結といたします。続きまして報告3 取手市社会教育指導員の委嘱についてを議題といたします。本件について説明を求めます。

○スポーツ生涯学習課長

報告3 取手市社会教育指導員の委嘱について、説明いたします。取手市社会教育指導員の名簿、1番猪狩朋子さん、2番柏孝子さん、3番鳥羽田一夫さんが再任となります。4番の堀本恵美子さんが新任となります。猪狩さんが3年目、柏さん、鳥羽田さんが2年目となります。

堀本さんは、平成29年度まで久賀小学校の校長先生をされておりました。4名の任期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日となります。

続きまして、社会教育指導員の職務内容ですが、社会教育指導員の設置につきましては、取手市社会教育指導員設置に関する規則に基づいて委嘱しております。職務としましては、社会教育の特定分野について直接指導、学習相談または社会教育関係団体の育成にあたるものとなっております。特定分野としましては、主なものとしまして、家庭教育を担っていただいております。定数は8名以内、任期は1年となっております。ただし、補欠の場合は、残任期間になります。取手市社会教育指導員設置に関する規則第5条第3項において、再任することができるが、通算年数は原則として3年を超えることができないと規定されております。

非常勤特別職となりまして、報酬月額は、10万2千円、週3日勤務になります。勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで、年間144日の勤務になります。具体的な職務内容は、家庭教育学級の指導支援及び子育て思春期講座の企画、運営、実施となっております。また、戸頭、六郷、相馬、高須の4地区で「子どもふれあい広場」を実施しておりますので、企画、運営をしていただきます。

さらに、生涯学習推進事業としまして、成人式、米づくり事業、市民大学、いばらきっ子郷土検定に関することにも関わっていただきます。以上です。

○教育長

以上で報告に対する説明は終わりました。

本件に対して質疑、ご意見ありましたらお願いします。

○櫻井委員

家庭教育学級の指導支援ですが、「自主的企画運営による家庭教育学級を支援し」となっておりますが、この場合、企画運営は各学校で行っているものですか。それとも、社会教育指導員4名が市内幼稚園1園、小学校14校、中学校6校、オールドグループ戸頭中の全部を企画運営して、家庭教育学級を運営しているのでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

家庭教育学級は幼稚園1園、小学校14校、中学校6校、戸頭のオールドグループのそれぞれの加入者、家庭教育学級の会員が、基本は自主的に企画していただきます。自主的企画の中で、細部を詰めたところがあった場合、社会教育指導員に元教職員の立場でサポートしていただくことになっております。あくまでも、最初に事業計画を考えるのは、それぞれの家庭教育学級になります

○櫻井委員

子どもふれあい広場は、どこが企画しておりますか。

○スポーツ生涯学習課長

子どもふれあい広場につきましても、地区の方でお世話していただく方がお

りますので、その方々が企画するようになっております。やはり高齢化ということもありまして、円滑に進めるためにも社会教育指導員がアドバイス等はしております。

○櫻井委員

あくまで企画に関しては、各学校のPTAあるいは保護者の会の方、参加される方、また子どもふれあい広場に関しては、地区の方々の企画ということで、要請があった場合は、社会教育指導員の支援、指導ということでよろしいでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

自主的な企画運営になりますが、要請というよりも、計画を立てるときに当初から一緒に活動しております。家庭教育学級の全学級を対象にしました全体研修会を、年2回実施しております。こちらは、社会教育指導員が企画をして、各家庭教育学級、保護者の方、PTAの方の参加を募集して実施しております。

○教育長

そのほかございますか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結といたします。

続きまして、報告4平成30年度取手市教育支援委員会判定者数についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○指導課長

平成30年度取手市教育支援委員会の判定者数の報告でございます。取手市教育支援委員会は年3回実施し、子どもたちの就学に関してまたは教育を受ける場として、どこが適しているかということについて、判定をしているところでございます。判定者数に関する報告ですが、新学齢児並びに現在の在学児童生徒の判定者数は108名になります。前年度比ではプラス19名になります。

小学校6年生が中学校に進学する場合、再判定を行わせていただいております。52名が再判定を行っております。前年度比プラス6名となっております。判定者総数は160名、前年度よりも25名、判定する人数が増えております。この判定者の中には、判定を解除するというような判定もございます。非常に状況がよく、通常学級で十分に学習ができるであろうという場合には、判定解除になります。判定解除者が、在学児童に関しては12名、在学生徒に関しては1名となっております。細かい特別支援学級判定の種別に関しては、下の表に載せさせていただきます。以上です。

○教育長

以上で報告4に対する説明は終わりました。本件について、質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。

○山下委員

判定解除者総数がございますが、判定解除した場合は、特別支援学級から通常学級に戻ったという捉え方でよろしいですか。

○指導課長

こちらは判定が解除されますので、特別支援学級から通常学級に戻るようになります。

○櫻井委員

新学齢児なんですけど、特別支援学校に入学されるお子さんが5名ということですが、内訳はおわかりでしょうか。

○指導課長

詳細な内訳については、後で詳しく調べなければなりませんが、多くが伊奈特別支援学校になります。

○櫻井委員

伊奈特別支援学校は、肢体不自由のお子さんが勉強できる環境が整っていないと聞いております。それぞれのお子さんの障害によって、きちんと教育を受けられるところがあれば、そこに行くのがベストだと思います。肢体不自由のお子さんの場合は、つくば市まで行かなければなりません。取手市まではバスが来てくれないので、通えないという問題を抱えたお子さんもいらっしゃるという状態です。市として、バスの送迎に関する働きかけをしていただくなどについて伺います。

○指導課長

特別支援学校のバスの巡回経路というのがありまして、なかなか取手市までは来られないということもございます。そちらに関しては、取手市まで来ていただけないかという確認はしておりますが、なかなか変わらないところでございます。

○山下委員

新学齢児の判定者数が年々増えているようですが、今年度も前年比でプラスになっております。以前は、全体で40名近くで多いなと思っていましたが、さらに今年は50名が判定になっております。支援学級39名、通常学級に6名程度の判定者数になっておりますが、年々増えていく傾向なのか、それに対する教育委員会の対応を強化する必要があるのかお聞かせください。

○指導課長

その年によって、若干の増減があるかとは思いますが、確かに増の傾向が見られると思います。教育委員会では、現在、見取りから、この判定資料の作成、

検査まで、特別支援教育相談員 3 名で対応しております。

○小谷野委員

新学齢児のことが気になります。担当する先生がどれだけ確保できるのか、またクラスが増えるのではないかといった心配があります。今後の見通しの中で何が必要なのか、この特別支援関係の部分に関しては、さらに充実させなければならないということを考えると、担当できる先生をどう育てていくのか、今後さらに考えていく必要があると思います。

○指導課長

指導課では、特別支援コーディネーター研修や特別支援に関する研修等を行いまして、特別支援教育に関する先生方の力量の向上を目指して取り組んでいるところでございます。

○櫻井委員

新学齢児、幼児に関しては、取手市の社会福祉協議会管理のこども発達支援センターが手厚く対応しております。また、小学校に入学してからも希望があれば、そちらに短時間通いながら指導を受けることができます。こども発達センターとの連携はどのようにとっておられますか。

○指導課長

こども発達センターの職員にも、教育支援委員会のメンバーになっていただいて、教育支援委員会での判定の時には詳しく状況を伺っております。また、それ以外に取手市で行っている研修会にも、こども発達センターの職員に参加していただくなど連携を図っているところです。

○教育長

よろしいですか。ほかにごございますか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結いたします。

続きまして、報告 5 寄付の受け入れについてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○教育次長兼学務給食課長

報告 5 寄付の受け入れについて、説明いたします。平成 31 年度新入学児童、現在 747 名に対して 7 点の寄附がございました。ファイルから交通安全帽子、ランドセルカバー、防犯ブザー、黄色いワッペン等の寄付をいただいておりますので、報告させていただきます。

○教育長

報告 5 に対する説明は以上です。本件について、質疑、ご意見がありました

らお願いします。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結いたします。

続きまして、追加となりました議案第16号取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○文化芸術課長

議案第16号取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、説明いたします。提案理由ですが、取手市立市民会館耐震補強・大規模改造工事の実施に伴いまして、市民会館附属設備等に変更があったため、本条例施行規則の一部を改正するものです。

照明設備ですが、調光装置のボーダーライト1列を含む、それから2段目にボーダーライトとありますが、ボーダーライト自体がなくなりましたので、今回削除するものです。また、プロセニウムライトは500ワットから1キロワットに変更になりましたので、1台250円に変更となります。

次に、音響設備ですが、CDデッキ、DATデッキ、MDデッキ、ICデッキにつきましては、使用しなくなりましたので、表から削除いたします。次にメモリー／CDレコーダー、MDレコーダー／CDプレーヤーについて、新たに1千円という金額は前回のもので変わらず設定しておりますが、新たにこちらの機器を設けたものです。

次に、35mm 映写機につきましては、現在使用しておりませんので、こちらは削除するものです。なお、この規則は、平成31年4月1日から施行の予定です。以上です。

○教育長

以上で議案第16号に対する説明は終わりました。

本件について、質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

(なしの声あり)

○教育長

質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり決定をいたし

ました。

続きまして、その他を議題といたします。平成31年第1回取手市議会定例会における教育委員会関係一般質問通告書及び議案等の結果報告について、説明を求めます。

○事務局（中島課長補佐）

資料1をご覧ください。平成31年第1回取手市議会定例会の会期日程になります。2月28日から3月18日まで取手市議会が開催されました。その中で、一般質問は2月28日から3月5日まで、土日を除いた4日間、17名の市議会議員が一般質問を行いました。教育委員会関係では、児童虐待、中学校の部活動、小学校の英語教育、放課後子どもクラブなど11名の議員から質問がございました。なお、一般質問の要旨につきましては、次回4月の定例会時に配布したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、教育委員会関係の議案の議決結果になります。市長提出議案としまして、議案第4号取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号取手市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例について、議案第11号平成30年度取手市一般会計補正予算（第6号）になります。続きまして、議案第17号平成31年度取手市一般会計予算教育委員会所管事項、議案第25号平成30年度取手市一般会計補正予算（第7号）になります。次に、議案第26号平成31年度取手市一般会計補正予算（第1号）についてすべて原案のとおり可決されました。議案関係につきましては、以上です。

○教育長

その他連絡事項等について、事務局からありましたらお願いします。

○事務局（中島課長補佐）

4月の行事予定になります。まず、新年度に入りまして4月1日月曜日、教職員の辞令伝達式、こちら午後1時20分から藤代庁舎の大会議室で開催されます。また、公立小中学校では8日に始業式、9日には入学式が一斉に開催されます。出席される委員におかれましては、よろしくお願いいたします。

また、10日には藤代幼稚園の入園式、イベントとしましては13日に埋蔵文化財センターにおいて第45回企画展考古学講座、18日には長禅寺三世堂の特別公開が、さらに21日ふじしろ図書館まつりを開催いたしますので、ぜひ足を運んでいただければと思います。

最後に、4月の定例会の日程ですが、24日、水曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上になります。

○教育長

それでは以上で、本定例会に付議された事案の審議は全て終了いたしました。平成31年第3回教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午後6時30分